

## 調布市路面下空洞調査業務委託事業者候補選定プロポーザル実施要領

### 1 業務概要

#### (1) 件名

調布市路面下空洞調査業務委託

#### (2) 業務目的

本委託は、調布市が管理する道路において、過去の調査結果を踏まえ、経過観察として補修等を実施していない空洞に関して、経年による状況変化の確認及び路面下の空洞に起因した陥没による第三者被害を防止する観点から、路面下の空洞の有無及び範囲を非破壊等にて調査し分析することにより、陥没の予防措置を講じることを目的とするものである。

また、平成26年度～令和3年度に取得した調査結果を踏まえて、調査計画、補修方法及び補修計画の策定に向けて実施するものであり、調査実施・空洞発見・補修・履歴管理のサイクルを運用するための知見を取得する。

さらに、占用物件を起因とする空洞の発見にも有効であることから、路面下空洞対策に係る費用の負担についての方針策定の基礎資料を得るものとする。

#### (3) 業務内容

##### ア 調査路線（令和6年度～令和9年度）

各年度において、調布市管理道路の車道走行調査道路延長は約194km（道路延長約97km）、総車道走行調査延長約776km（総道路延長約388km）を想定している。

なお、各年度の調査路線の選定については、調布市の道路特性等を踏まえ、2巡目の調査として効果的で効率的なものとして提案すること。

##### イ 調査箇所数

令和6年度…21箇所想定

令和7年度～令和9年度…60箇所想定

##### ウ 一次調査（レーダ探査）

レーダ探査は一般車両に対し安全・円滑な交通を確保するとともに、短時間で調査が行える構造で、使用する空洞探査車は、下記に示す性能と同等以上のものとする。

(ア) 道路交通法施行令第14条の2第1項に基づき、公安委員会に届け出た「道路維持作業用自動車」を原則とし、この限りでない場合は関係法令を順守し作業を行うこと。

(イ) 車載型地中レーダ探査車を原則とし、回転灯・調査標識等を装備し、東京都指定低公害車であるもの。

(ウ) 最高速度が50km/h程度の速度でも探査が可能なもの。

(エ) 探査深度は1.5m程度の探査深度が行えるもの。

(オ) 探査幅は、一走行で2.0m以上行えるもの。なお、一走行で3.0m以上の探査ができない場合は、複数回の計測にて補完すること。補完計測に要する費用は受託者負担とする。

(カ) 探査能力は、車両通行方向（縦）50cm×車両進行方向と垂直方向（横）50cm×（厚

さ) 10cm以上の空洞が確認できるもの。

(キ) 空洞探査補助装置（ポジショニング装置）として、距離検出装置、CCDカメラ、モニター等を搭載し、周辺映像および路面映像を取得できるもの。

(ク) 取得した路面映像上に異常信号の広がりが見示できるもの。

#### エ 一次調査（データ整理）

(ア) 検出した信号について、横の長さ、路面からの深度、位置データ（緯度、経度、信号箇所番号、路線名称、位置、上下線別、走行車線区分、路肩からの距離）を整理するものとする。

(イ) 検出された異常信号の判定（詳細調査・二次調査（ハンディ型地中レーダ探査及びスコープ調査）の必要性の判断）については、監督員と協議するものとする。

#### オ 二次調査（ハンディ型地中レーダ探査、スコープ調査）

(ア) 一次調査で検出された異常信号の結果に基づき、ハンディ型地中レーダを用い、道路縦横断方向にレーダデータを取得し、分析を行い異常信号の正確な位置の特定を行うものとする。

(イ) ハンディ型地中レーダ探査により位置の特定を行い、空洞の可能性がある場合には、削孔ならびに削孔断面の撮影を行ない、柱状写真を作成し空洞の有無と路面下の状況（舗装厚、空洞の発生深度、空洞厚等）をスコープ調査により確認するものとする。

(ウ) スコープ調査は一般車両に対し安全・円滑な交通を確保するとともに、短時間で調査を実施するよう努め、沿道住民へ配慮する。使用する孔壁断面撮影装置は以下に示す性能と同等以上のものとする。

- ・孔壁断面の撮影及び記録が1cm単位で行えるもの
- ・円筒状の孔壁断面を360度連続的にカラーで撮影できるもの
- ・路面から空洞終端部まで柱状写真を作成できるもの

またスコープ調査の際には、必要に応じて監督員と協議し、関連企業の立会いを求める。

(エ) スコープ調査は以下の手順で行う。

- ハンディ型地中レーダを使用し異常箇所と削孔ポイントを決定する。
- 決定したポイントについて、小口径ボーリングマシン（口径50mm以下）を用いて削孔する。
- 削孔口にスコープ撮影装置を挿入し、路面下の状況を画像で確認するとともに、孔壁断面を明確にカラー撮影する。
- 削孔跡は超速硬モルタル又は常温アスファルト混合物にて復旧する。

#### カ 二次調査（データ整理）

(ア) 二次調査の結果に基づき、路面下の空洞状況（舗装厚、空洞の発生深度、空洞厚）、縦横断方向の長さ、路面からの深度、位置データ（緯度、経度、信号箇所番号、路線

名称, 位置, 上下線別, 走行車線区分, 路肩からの距離) を整理するものとする。

(イ) 過去の調査から経過観察と判断した箇所の信号を再検出し, 二次調査を実施した場合, 進展状況について, 別途整理するものとする。

#### キ 補修方法の提案

調査により空洞及び空洞の可能性が高いと判断された箇所について, 陥没危険度の評価, 路面性状の有無, 舗装の種類, 近接する埋設管の有無等を調査し, 空洞の発生深度や規模を加味して, 補修の優先度や補修工法等を提案すること。

#### ク 調査及び補修計画の立案

過年度業務にて作成した, 空洞発生状況等を整理した調査及び補修計画の策定(案)及び令和6年度から令和7年度の調査結果等から, 令和8年度運用を目的とした調布市路面下空洞調査及び補修計画を提案すること。

本計画は, 陥没を事前に防止する計画であるとともに, 歩車道含めた調査路線延長の平準化, 箇所等の優先度を適切に設定, 優先度の低い空洞に対して経過観察と判断するための基本的な根拠整理, 過年度成果を含めて効果的で実現可能な計画とすること。

#### ケ 路面下空洞調査対策に係る費用の負担についての方針立案

国土交通省から発出された「路面下空洞対策に係る費用の負担について」に基づき, 調布市として適切な路面下空洞対策を実施するための条件を整理した路面下空洞調査対策に係る費用の負担についての方針(案)を提案すること。

本方針は, 道路管理者として適切な費用負担の考え方について定めるとともに, 費用負担額の算定方法を設定し, 効果的で実現可能な方針とすること。

#### 【各年度の業務内容】

令和6年度…ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, ク, ケ

令和7年度…ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ, ク

令和8年度～令和9年度…ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ

## 2 業務(履行)期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

※本事業は, 継続事業として年度ごとに契約を締結するが, 開始年度の翌年度以降については, 予算措置状況や履行状況等を勘案し更新しない場合がある。

## 3 予算(見積限度額)

令和6年度: ¥41,315,000円(消費税及び地方消費税を含む)

令和7年度: ¥41,315,000円(消費税及び地方消費税を含む)

令和8年度: ¥41,315,000円(消費税及び地方消費税を含む)

令和9年度: ¥41,315,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※ただし, 令和7年度～令和9年度においては, 予算の議決前であるため, 現時点での予

定を示すものである。

#### 4 実施形式

公募型プロポーザル方式

#### 5 参加資格

申込時において、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

申込において、提出された書類の記載事項に虚偽があった場合は直ちに参加資格を失う。

- (1) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (3) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号。）による入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあっては、その構成員が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (6) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 土木・水系関係調査業務の営業種目において、調布市での競争入札参加資格を有していること。
- (9) 路面下空洞調査業務として、平成31年度～令和5年度に完了した、国や地方自治体で同種・類似業務の受託実績が1件以上有すること。  
※同種業務：路面下空洞探査車を用いた路面下（供用道路）空洞調査業務  
類似業務：地中レーダ探査による、道路・河川・海岸等の空洞調査業務
- (10) 以下の主任技術者及び照査技術者の要件を満たすこと。
  - ア 主任技術者において、平成31年度～令和5年度に完了した、国や地方公共団体で同種・類似業務の担当実績が1件以上あること。なお、現場代理人は主任技術者を兼ねることができる。
  - イ 主任技術者及び照査技術者は、下記のうちいずれかの資格を有するものであること。
    - (ア) 技術士：総合技術監理部門（建設－土質及び基礎又は道路、応用理学－地質）
    - (イ) 技術士：建設部門（土質及び基礎又は道路）
    - (ウ) 技術士：応用理学部門（地質）
- (11) (9)から(10)については、確認のため実績等を証明することのできる資料を添付すること。

と。なお、詳細については【様式2】、【様式4】、【様式5】の注釈を参照すること。

## 6 募集内容

### (1) 募集方法

要領8実施日程（以下「日程」という。）(2)から調布市ホームページに掲載する。

### (2) 申込方法及び期間等

当該プロポーザルへ応募する事業者（以下、「事業者」という。）は日程(6)までに、次の書類を持参又は郵送（必着）にて都市整備部道路管理課へ提出すること。

書 類	部 数	備 考
ア 参加申込書（様式1）	正本1部	
イ 業務実績調書（様式2） 平成31年度～令和5年度に完了した「5 参加資格 (8)」における受託実績を記載	正本1部 副本6部	副本は、会社名・住所等 がわからないようにす ること。
ウ 実施体制調書（様式3）	正本1部 副本6部	副本は、会社名・住所等 がわからないようにす ること。
エ 経歴書（様式4）	正本1部 副本6部	副本は、会社名・住所等 がわからないようにす ること。
オ 使用機器調書（様式5）	正本1部 副本6部	副本は、会社名・住所等 がわからないようにす ること。
カ 平成31年度～令和5年度に完了した契約実績及び 技術者実績を証明する書類（契約書のコピー等）	正本1部 副本6部	副本は、会社名・住所等 がわからないようにす ること。
キ 会社概要（様式自由・パンフレット可） 以下の内容は必ず記載されたものであること。 (ア) 会社名 (イ) 代表者名 (ウ) 資本金 (エ) 事業内容 (オ) 本業務を担当する支店又は営業所等の名称及び所 在地	正本1部	

### (3) 質疑及び回答

応募する事業者は、本プロポーザルに関して質疑がある場合、日程(3)～(4)までに、【様式6】を添付した電子メールを都市整備部道路管理課へ送信すること。

回答は日程(5)までに、随時調布市ホームページに掲載する。

### (4) 参加資格審査

ア 審査対象

応募した全事業者とする。

イ 審査方法

提出された応募書類により，都市整備部道路管理課が審査を行う。

ウ 審査結果の通知等

参加資格の審査完了後，審査結果について，全ての事業者に対し参加資格審査結果通知書により日程(7)に書面及び電子メールにて通知する。

なお，参加資格審査を通過した事業者に対しては，事務局から以下4点の資料を電子メールに添付し送付する。

- ・別紙1「調布市路面下空洞調査リスト」
- ・別紙2「調査及び補修計画の策定(案)」
- ・別紙3「調布市市道路線新認定調書」
- ・別紙4「調布市道路線新認定図」

また，参加資格審査を通過した事業者は，その理由について，日程(8)～日程(9)までに書面又は電子メールにより説明を求めることができる。また，回答は日程(10)までに書面又は電子メールにより行う。

(5) 企画提案書の提出

参加資格審査の結果，参加資格審査を通過した事業者は，日程(14)～日程(15)までに，次の書類を必要部数用意し，都市整備部道路管理課へ持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。

書 類	部 数	備 考
ア 企画提案書概要 (様式自由・A4縦2ページ以内左綴じ)	正本1部 副本6部	(6) 企画提案書作成上の留意点を参照のうえ，作成すること。 副本は，会社名・住所等がわからないようにすること。
イ 企画提案書 (様式自由・A4縦10ページ以内左綴じ)	正本1部 副本6部	
ウ 業務スケジュール (様式自由)	正本1部 副本6部	副本は，会社名・住所等がわからないようにすること。
エ 経費見積書 (様式自由・A4縦左綴じ)	正本1部 副本6部	見積書は令和6年度分と全体額を記載し，内訳書も添付すること。また，各年度の金額は見積限度額を超えないこと。 副本は，会社名・住所等がわからないようにすること。

(6) 企画提案書作成上の留意点

ア 要点を押さえてわかりやすく的確に記載すること。

イ 様式自由とするが，「1 業務概要 (3)業務内容」を達成するために必要な業務推進方

法等について記載すること。

ウ 令和6年度から令和9年度における4箇年業務について記載すること。

(7) 質疑及び回答

事業者は、企画提案に関して質疑がある場合、日程(11)～日程(12)までに【様式6】を添付した電子メールを都市整備部道路管理課へ送信すること。

回答は日程(13)までに、随時、市ホームページに掲載する。

(8) 企画提案書等の書類審査（一次審査）

ア 審査方法

調布市路面下空洞調査業務委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）にて審査を行う。詳細は要領7のとおり。

イ 審査結果の通知等

書類審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対し、日程(17)に書面及び電子メールにて通知する。

なお、書類審査を通過しなかった事業者は、その理由について、日程(18)～日程(19)までに書面又は電子メールにより説明を求めることができる。

また、回答は日程(20)までに書面又は電子メールにより行う。

(9) プレゼンテーション審査（二次審査）

本審査は、書類審査を通過した事業者を対象とする。

(10) プレゼンテーション要約資料の事前提出

資料は、事業者が特定されることのないよう、名称等がわからないようにすること。

また、プレゼンテーションを要約した資料（スライド等）の写しを正本1部、副本6部用意し、日程(21)までに都市整備部道路管理課へ持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。

また、審査当日にパワーポイントを使用する場合も、日程(21)までに資料のデータを都市整備部道路管理課に提出すること。

(11) 審査方法

審査委員会にて審査を行う。詳細は要領7のとおり。

(12) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション審査を行った全事業者に対し、日程(23)に書面及び電子メールにて通知する。

なお、プレゼンテーション審査を通過しなかった事業者は、その理由について、日程(24)～日程(25)までに書面または電子メールにより説明を求めることができる。

また、回答は日程(26)までに書面または電子メールにより行う。

## 7 審査概要

(1) 審査委員会の設置

審査委員会を設置し、企画提案書類等の審査及びプレゼンテーション審査を行う。

(2) 委員構成

構成人数は、以下の5人以内で構成する。

ア 都市整備部次長	1名
イ 都市整備部まちづくり推進課 都市基盤担当課長	1名
ウ 都市整備部道路管理課長	1名
エ 都市整備部交通対策課長	1名
オ 環境部下水道課長	1名

(3) 審査方法

審査委員会は、事業者の企画提案書等及びプレゼンテーションを受け、企画提案内容を総合的に評価する。

(4) 企画提案書等による書類審査（一次審査）及びプレゼンテーション審査（二次審査）

ア 企画提案書等による書類審査（一次審査）

参加資格審査を通過した事業者について、企画提案書等による書類審査を行い、得点の高い順に、上位3事業者までを次のプレゼンテーション審査の対象とする。

イ プレゼンテーション審査（二次審査）

一次審査を通過した上位3事業者（参加資格を満たすと判断された事業者が4者未満であった場合は、参加資格を満たす事業者全員）に対して、プレゼンテーション審査（二次審査）を実施する。当日のプレゼンテーションは、本業務実施時の担当の技術者が行うこととする。

ウ 審査基準

以下の視点を踏まえ、審査を行うものとする。

- a 事業者及び担当の技術者の同種業務の実績
- b 調布市の特性を踏まえた業務の理解度及び分析力
- c 路面下の空洞状況を正確かつ効率的に把握するための調査・解析技術力
- d 路面下の空洞発生状況に応じた補修の優先度分け考え方及び提案力
- e 調布市道の効果的で効率的な調査方法の考え方及び提案力
- f 業務配分、実施工程の妥当性及び経費の適切性
- g プレゼンテーション能力

エ 選定

(ア) 各委員は、評価の高い者から事業者の順位を定めるものとする。

(イ) (ア)により、複数の事業者において評価得点が同点の時は、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとする。

(ウ) 企画提案書等による書類審査（一次審査）は、各委員の評価得点を合計した点数により事業者の順位を決定する。

なお、複数の事業者において、評価得点を合計した点数が同点の場合は、(ア)及



び(イ)により、各委員が定めた順位を参考に委員会で審議し、当該事業者の順位を定めるものとする。

- (エ) プレゼンテーション審査（二次審査）は、審査終了後、各委員が定めた順位を参考に委員会で審議した後、(ア)及び(イ)により、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を、当該委託業務を受託する者の候補者（以下「候補者」とする。）として選定する。

なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。

- (オ) 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下についても順位を定めるものとする。

(カ) 最低基準

事業者候補の選定に当たっては、評価に最低基準を設け、事業者の評価が、最低基準に満たないときは、当該事業者を事業者候補として選定しない。

- (キ) 候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

オ 選定結果の報告

審査委員会は選定結果を市長に報告する。

カ 候補者の決定

市長は、前項目の報告に基づき、候補者を選定する。

## 8 実施日程

(1) 審査委員会	令和6年6月28日	(金)	
(2) 公募開始日	令和6年7月5日	(金)	
(3) 応募方法・参加資格に関する質疑受付開始日	令和6年7月5日	(金)	
(4) 応募方法・参加資格に関する質疑受付締切日	令和6年7月12日	(金)	正午
(5) 応募方法・参加資格に関する質疑回答日	令和6年7月17日	(水)	
(6) 参加申込締切日	令和6年7月19日	(金)	
(7) 参加資格審査結果通知	令和6年7月24日	(水)	
(8) 参加資格審査結果に対する質疑受付開始日	令和6年7月24日	(水)	
(9) 参加資格審査結果に対する質疑受付締切日	令和6年7月26日	(金)	正午
(10) 参加資格審査結果に対する質疑回答日	令和6年7月30日	(火)	
(11) 企画提案書作成に関する質疑受付日	令和6年7月24日	(水)	
(12) 企画提案書作成に関する質疑締切日	令和6年7月26日	(金)	正午
(13) 企画提案書作成に関する質疑回答日	令和6年7月30日	(火)	
(14) 企画提案書の受付開始日	令和6年7月24日	(水)	
(15) 企画提案書の受付締切日	令和6年8月7日	(水)	
(16) 企画提案書書類審査日（一次審査）	令和6年8月14日	(水)	
(17) 企画提案書書類審査結果通知日	令和6年8月16日	(金)	
(18) 企画提案書書類審査結果に対する質疑受付日	令和6年8月16日	(金)	
(19) 企画提案書書類審査結果に対する質疑締切日	令和6年8月22日	(木)	正午
(20) 企画提案書書類審査結果に対する質疑回答日	令和6年8月26日	(月)	
(21) プレゼンテーション資料提出締切日	令和6年8月26日	(月)	正午
(22) プレゼンテーション審査日（二次審査）	令和6年8月28日	(水)	

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| (23) 審査結果通知          | 令和6年9月 3日 (火)    |
| (24) 審査結果に対する質疑受付開始日 | 令和6年9月 3日 (火)    |
| (25) 審査結果に対する質疑受付締切日 | 令和6年9月 5日 (木) 正午 |
| (26) 審査結果に対する質疑回答日   | 令和6年9月 9日 (月)    |
- ※ただし、各実施日については都合等により変更の可能性あり。

## 9 参加の辞退

本件の参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、社名（社印の押印）、代表者名（代表印の押印）、担当者名を明記した参加辞退届（任意様式）を事務局に持参又は郵送すること。参加辞退届は、調布市長宛とすること。

## 10 情報公開及び提供

### (1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）（以下、「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

### (2) 情報提供の内容、方法など

- ア 本プロポーザルの募集内容、選定結果について、ホームページで公表する。
- イ 候補決定後において、候補順位が2位以下の事業者名及び審査委員ごとの評価点は公表しない。
- ウ 候補者決定前においては、参加事業者数、参加事業者名その他参加事業者に関する情報については公表しない。
- エ 審査内容については、非公開とする。

## 11 その他の留意事項

### (1) 事業者から提出された書類等（以下、「提出書類等」という。）の取扱い

- ア 1事業者からの提案は、1提案とする。
- イ 提出書類等に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- ウ 参加申込書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。
- エ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。
- オ 提出書類等は、選定を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

### (2) 必要経費

応募に際して要した費用は、事業者の負担とする。

### (3) 失格要件

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を候補者として選定しない。

なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続に参加できないものとする。

また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

ア 「5 参加資格」に記載した条件を満たしていない、又は、選定までに満たさなくなった場合

イ 必要書類が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。

ウ 提出書類等に不備がある場合（必要事項が未記入、押印がないものを含む。）

エ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合

オ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

カ 令和6年度から令和9年度の見積書が見積限度額を超える場合

キ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合

ク 談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合

ケ 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

#### (4) 契約

ア 本プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

イ 候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。

ウ 事業を実施するうえで、仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができる。

エ 候補者の決定以後に「5 参加資格」に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。

オ 本事業は、単年度契約を3回更新することを予定しているが、次年度以降については、履行状況、予算状況等を勘案して更新しない場合がある。

## 1 2 問い合わせ先

調布市 都市整備部 道路管理課維持管理係 担当：加藤（貴）・久保

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

電話：042-481-7409 FAX：042-481-7013（道路管理課維持管理係）

Email：[douro@city.chofu.lg.jp](mailto:douro@city.chofu.lg.jp)